

平成 31 年 2 月 4 日

(介護サービス事業所の皆様へ)

平成 30 年 7 月豪雨で被災された介護保険被保険者の
利用料免除期間再延長について

このことについて、被災された被保険者の方の利用料免除は、
下記のとおり再延長されております。HP 掲載が遅くなり申し訳ござい
ません。

該当する被保険者の方へは、期間延長の通知を発送済みですので、
各事業所におかれましては、必要に応じて本人様へご確認をお願いし
ます。なおこれ以上の延長については、現時点で国から通知等来てい
ない状況ですので、現状のままですと、利用料免除は 2 月末利用分
までで終了となります。

(変更前)

平成 30 年 7 月 1 日から同 12 月 31 日

(変更後)

平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日